

質問に お答えします

その後、平成4年の安衛法改正により、快適な職場環境の形成が事業者の努力義務となり、職場における喫煙対策等の取り組みにより事務所のかつての空気環境は一変しました。

事務所の衛生基準は「労働安全衛生法」に基づく「事務所衛生基準規則」によって定められており、事業者は適切な環境を維持することが義務付けられています。

事務所の空気環境の管理

問 オフィス内の空気環境、特に室温、湿度などを管理するときの基準について教えてください。

答 事務所内を適正な環境に保つことは、社員が快適に仕事をするために重要な要素の一つですね。

かつて事務所の空気環境は、喫煙に伴う一酸化炭素などの有害なガス成分や浮遊粉じんの発生により劣悪な環境といつてよい状態でした。

かつて事務所の衛生基準は「事務所衛生基準規則」の第2章に基準が規定されています。「空気環境」の主な基準は次のとおりです。

- ① 室温・18℃以上28℃以下
- ② 湿度・0・5度目盛りの乾湿球の湿度計
- ③ 一酸化炭素50ppm以下
- ④ 二酸化炭素5000ppm以下
- ⑤ 温度10℃以下の時・暖房等の措置を行うこと
- ⑥ 冷房実施の時・外気温より著しく低くしないこと
- ⑦ 空気調和設備等による調整
- ⑧ 供給空気清浄度
- ⑨ 一酸化炭素10ppm以下
- ⑩ 気流・特定の労働者に直接、継続して及ばないようにし、かつ、0・5メートル毎秒以下としなければならぬ
- ⑪ 室温・18℃以上28℃以下
- ⑫ 湿度・0・5度目盛りの乾湿球の湿度計
- ⑬ 一酸化炭素50ppm以下
- ⑭ 二酸化炭素5000ppm以下
- ⑮ 温度10℃以下の時・暖房等の措置を行うこと
- ⑯ 冷房実施の時・外気温より著しく低くしないこと
- ⑰ 空気調和設備等による調整
- ⑱ 供給空気清浄度
- ⑲ 一酸化炭素10ppm以下
- ⑳ 気流・特定の労働者に直接、継続して及ばないようにし、かつ、0・5メートル毎秒以下としなければならぬ

① 室温・18℃以上28℃以下
② 湿度・0・5度目盛りの乾湿球の湿度計
③ 一酸化炭素50ppm以下
④ 二酸化炭素5000ppm以下
⑤ 温度10℃以下の時・暖房等の措置を行うこと
⑥ 冷房実施の時・外気温より著しく低くしないこと
⑦ 空気調和設備等による調整
⑧ 供給空気清浄度
⑨ 一酸化炭素10ppm以下
⑩ 気流・特定の労働者に直接、継続して及ばないようにし、かつ、0・5メートル毎秒以下としなければならぬ

⑪ 室温・18℃以上28℃以下
⑫ 湿度・0・5度目盛りの乾湿球の湿度計
⑬ 一酸化炭素50ppm以下
⑭ 二酸化炭素5000ppm以下
⑮ 温度10℃以下の時・暖房等の措置を行うこと
⑯ 冷房実施の時・外気温より著しく低くしないこと
⑰ 空気調和設備等による調整
⑱ 供給空気清浄度
⑲ 一酸化炭素10ppm以下
⑳ 気流・特定の労働者に直接、継続して及ばないようにし、かつ、0・5メートル毎秒以下としなければならぬ

中央管理方式の空気調和設備を設けている事務所の測定 (7①)

オノ労働衛生コンサルタント事務所 尾野吉則